

福岡県公報

平成20年5月23日
第 2 8 2 6 号

目 次

告 示 (第829号 - 第860号)

生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課) 1
生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更	(保護・援護課) 2
生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	(保護・援護課) 2
生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課) 2
生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課) 3
生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	(保護・援護課) 4
県営土地改良事業の換地処分	(農村整備課) 4
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課) 4
道路の区域の変更	(道路維持課) 5
道路の供用の開始	(道路維持課) 5
道路の区域の変更	(道路維持課) 5
道路の供用の開始	(道路維持課) 6
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) 6
軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	(税務課) 7
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 7
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 7
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 7
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) 7
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) 8

特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) 8
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) 9
生活保護法に基づく指定医療機関の休止及び廃止	(保護・援護課) 9
生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更	(保護・援護課) 9
生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)10
生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)10
生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(保護・援護課)10
生活保護法に基づく指定医療機関の名称の変更	(保護・援護課)11
生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)11
生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課)12
新たに生じた土地の確認	(市町村支援課)12
市の町の区域の変更	(市町村支援課)12
建築基準法に基づく特定工程の指定に関する事項	(建築指導課)12
公 告		
有明海の再生に関する福岡県計画の変更	(水産振興課)13
一般競争入札の実施	(警察本部会計課)13
一般競争入札の実施	(警察本部会計課)15
海区漁業調整委員会		
マダイの採捕の制限	(漁業管理課)18

告 示

福岡県告示第829号
生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成20年5月23日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日	サービス項目
------	-----	-------	-------	--------

大支70	心介ケアプランサービス	大牟田市不知火町2丁目8-4	19・12・1	居支
八女居50	医療法人正慈会デイケアみどり	八女市納楚446-1	20・2・1	通り・予通り
宰居39	ホームヘルプサービス五条	太宰府市五条2丁目16-8	20・3・1	訪介・予訪介
柳居24	有料老人ホームさくらんぼ	柳川市大和町徳益459-1	20・1・1	特生・予特生

福岡県告示第830号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成20年3月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
飯居176	セピア商事株式会社福祉機器事業部筑豊営業所	飯塚市堀池176-1	飯塚市下三緒287-43	20・3・17

福岡県告示第831号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成20年5月23日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
------	----	-----	-------

行介歯35	溝口歯科医院	行橋市大字道場寺1502-1秋満ビル2階	20・3・31
大野居23	太陽セランド株式会社福岡営業所	大野城市御笠川2丁目10-15	20・3・31
大居91	太陽セランド株式会社大牟田営業所	大牟田市天領町3丁目6-13	20・3・31
田川居60	デイサービスセンターはな	田川郡福智町弁城字熊本3081-1	20・3・31

福岡県告示第832号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成20年5月23日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	名称	所在地	指定年月日	サービス項目
粕介薬127	わかはな調剤薬局	糟屋郡粕屋町花ヶ浦2丁目12-19	20・4・1	居管・予居管
宮生介老3	介護老人保健施設けいあい	宮若市宮田4795	20・4・1	短療・老保・予短療
筑紫地局20	社会福祉法人グリーンコープふくしサービスセンターくるみ南・那珂川	筑紫郡那珂川町片縄北3丁目16-18	20・5・1	訪介・予訪介
大居168	太陽シルバーサービス株式会社大牟田営業所	大牟田市天領町3丁目6-13	20・4・1	福用・福販・予福用・予福販
大居169	コスモスヘルパーステーション	大牟田市大正町3丁目4-27	20・4・1	訪介・予訪介

田支55	ケアプラン菜の花	田川市桜町1038 - 3	20・4・1	居支
田居147	こうきヘルパーステーション	田川市大字伊田537 - 1	20・5・1	訪介・予訪介
行支30	J A福岡みやこケアプランサービス	行橋市中央1丁目2 - 13	20・4・1	居支
中居46	デイサービス遙か	中間市中尾1丁目11 - 17	20・4・17	通介・予通介
中居47	デイサービス茶の間	中間市中央1丁目12 - 14	20・4・4	通介・予通介
大野居41	ホット・オアシス大野城	大野城市東大利2丁目1 - 10重松ビル106	20・4・1	訪介・予訪介
大野居39	太陽シルバーサービス株式会社福岡南営業所	大野城市御笠川2丁目10 - 15	20・4・1	福用・予福用
大野居40	太陽シルバーサービス株式会社福岡南営業所	大野城市御笠川2丁目10 - 15	20・4・1	福販・予福販
大野居42	楽らく館	大野城市御笠川6丁目11 - 5	20・5・1	福販・予福販
大野居43	楽らく館	大野城市御笠川6丁目11 - 5	20・5・1	福用・予福用
遠居98	デイサービスセンター「ふれ愛」	遠賀郡岡垣町大字野間183 - 1	20・4・1	通介・予通介
遠居99	ショートステイ「ふれ愛」	遠賀郡岡垣町大字野間183 - 1	20・4・1	短生・予短生
朝居24	太陽シルバーサービス株式会社久留米営業所	朝倉郡筑前町高田585 - 1	20・4・1	福用・福販・予福用・予福販
京居98	若久苑ホームヘルプサービス	京都郡苅田町若久町2丁目17 - 13	20・5・1	訪介・予訪介
京居99	若久苑デイサービスセンター	京都郡苅田町若久町2丁目17 - 13	20・5・1	通介・予通介
田川居238	デイサービスセンターはな	田川郡福智町弁城3081 - 1	20・4・1	通介・予通介

大居170	小規模多機能居宅介護施設美さと	大牟田市南船津町2丁目9	20・5・1	小居・予小居
大居171	認知症対応型デイサービス美さと	大牟田市南船津町2丁目9	20・5・1	認通・予認通
飯居232	小規模多機能ホームクレヨン	飯塚市相田613 - 1	20・5・1	小居・予小居
筑紫地居21	グリーンコープ小規模多機能ホーム那珂川・和(のどか)	筑紫郡那珂川町片縄北3丁目16 - 18	20・5・1	小居・予小居
福津居31	小規模多機能型介護施設ちくぜん	福津市西福岡1丁目27 - 1	20・5・1	小居・予小居
う居29	ひまわりの郷うきは	うきは市浮羽町浮羽433 - 7	20・4・1	小居・予小居
み居41	グループホーム「やまびこ」	みやま市山川町河原内1224	20・4・1	認通・予認通
遠居52	グループホームあおぞら	遠賀郡遠賀町虫生津南2 - 1	20・5・1	認共・予認共

福岡県告示第833号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成20年5月23日

福岡県知事 麻 生 渡

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
------	-----	-----	-----	-------

宮介15	医療法人敬愛会中野病院	中野医院	宮若市宮田4795	20・4・1
う居27	アップルハート訪問看護ステーション田丸	アップルハート訪問看護ステーションうきは	うきは市浮羽町東隈上322 - 37	20・4・1
宮支4	中野病院ケアプランサービス	中野医院ケアプランサービス	宮若市宮田4795 中野病院内	20・4・1
宮居56	中野病院老人デイ・ケア	中野医院老人デイ・ケア	宮若市宮田4795	20・4・1
う居28	アップルハートたぬしまるケアセンター	アップルハート浮羽ケアセンター	うきは市浮羽町東隈上322 - 37	20・4・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
朝倉介福3	朝倉医師会訪問看護ステーション	朝倉市三奈木2420 - 15	朝倉市三奈木2466 - 1	20・5・1
朝倉居8	朝倉医師会ヘルパーステーション	朝倉市来春6 - 2	朝倉市三奈木2466 - 1	20・5・1
行居6	J A福岡みやこヘルパーステーション	行橋市西宮市5丁目11 - 1	行橋市中央1丁目2 - 13	20・4・7

福岡県告示第834号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成20年5月23日

福岡県知事 麻生 渡

廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
女居2	グリーンコープデイサービスセンター「こもれびの家」	八女郡広川町大字一條1065 - 7	20・4・30

福岡県告示第835号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成20年5月23日

福岡県知事 麻生 渡

換地処分をした地域	換地処分年月日
八女郡黒木町大字本分 （三恵郷地区南本分換地区）	平成20年5月16日

福岡県告示第836号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成20年3月福岡県告示第413号広川都市計画下水道事業広川公共下水道（広川町施行）の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年5月23日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 施行者の名称
広川町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
広川都市計画下水道事業広川公共下水道

3 事業施行期間

平成11年5月12日から平成25年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成11年福岡県告示第865号及び平成17年福岡県告示第746号並びに平成20年福岡県告示第413号の事業地に字の区域を加える。

八女郡広川町大字日吉字櫛之元、及び字南山ノ下の各字の一部。

大字新代字東屋敷、字南屋敷、及び字南中ノ馬場の各字の全部並びに字湯納楚、字馬頭、字六反田、字食出、字松田、字施餓鬼田、及び字西ノ谷の各字の一部

大字久泉字中園、字西中園、及び字焼園の各字の全部並びに字東中園、字北中園、字南中園、字溝ノ上、字門田、字下ドウメキ、字堀ミテ、字中ノ馬場、字石ノ元、字油田、字ヨツエ、字谷ノ上字反所、字一本松、字北中野、字南中野、字正通、字口割、字下牟田、字中牟田、及び字上牟田の各字の一部

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第837号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年5月23日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
--------	-------	-----	-------	-----	---------------	---------------

北九州	県 道	宮 田 線 遠 賀	前	遠賀郡遠賀町大字木守1204番1先から 同郡同町大字木守2213番7先まで	13.2 ~ 16.0	142.3
			後	遠賀郡遠賀町大字木守1204番1先から 同郡同町大字木守2213番7先まで	13.2 ~ 16.5	

福岡県告示第838号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年5月23日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年5月23日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
北九州	宮 田 線 遠 賀	遠賀郡遠賀町大字木守1204番1先から 同郡同町大字木守2213番7先まで

福岡県告示第839号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年5月23日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
--------	-------	-----	-------	-----	---------------	---------------

柳川	県道	久留米 柳川線	前	柳川市矢加部485番4先から 柳川市矢加部521番7先まで	9.0 ～ 11.2	194.0
			後	柳川市矢加部485番4先から 柳川市矢加部521番7先まで	9.4 ～ 33.0	
柳川	県道	柳川 城島線	前	柳川市西浜武452番1先から 柳川市西浜武88番5先まで	4.2 ～ 7.2	593.0
			後	柳川市西浜武452番1先から 柳川市西浜武88番5先まで	7.2 ～ 9.5	

福岡県告示第840号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年5月23日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年5月23日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
柳川	大和 城島線	柳川市大和町中島887番先から 柳川市大和町中島895番先まで
柳川	柳川 城島線	柳川市西浜武89番1先から 柳川市西浜武88番5先まで
柳川	枝光 今古賀線	柳川市南長柄町21番2先から 柳川市新町57番1先まで

福岡県告示第841号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成20年5月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成20年5月13日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ミスターマックス粕屋店・サニー粕屋店
- (2) 所在地 福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2714号

3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
駐車場の位置	収容台数（台）	駐車場の位置	収容台数（台）
福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2714号	502	福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2714号	489

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
駐輪場の位置	収容台数（台）	駐輪場の位置	収容台数（台）
福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2714号	60	福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2714号	67

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前		変更後	
出入口数	駐車場の自動車の出入口の位置	出入口数	駐車場の自動車の出入口の位置

4	福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2714号	4	福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2714号
---	--------------------	---	--------------------

福岡県告示第842号

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）第91条の3第2項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、福岡県税事務処理規程（昭和48年9月福岡県訓令第16号）第135条の規定により次のように告示する。

平成20年5月23日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 特約業者の氏名又は名称
安武石油 有限会社（代表取締役 吉田 光子）
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地
福岡県久留米市安武町安武本3161 - 1
- 3 特約業者の指定取消年月日
平成20年3月31日

福岡県告示第843号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年5月23日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
田川郡川崎町大字田原字城ノ越128 - 9、128 - 26、128 - 38から128 - 55まで131 - 1、132 - 1及び132 - 2並びに字城ノ山129 - 13、126 - 16、129 - 17及び129 - 17から129 - 30まで、並びに字號四郎130 - 1及び133 - 2
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
田川郡川崎町大字田原789番地2
川崎町長 手嶋 秀昭

福岡県告示第844号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年5月23日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
田川郡川崎町大字田原字猿喰1 - 1から1 - 7まで、4 - 1、4 - 5から4 - 8まで、5 - 1から5 - 3、6 - 3及び6 - 4並びに字安永峠115 - 1、115 - 13、115 - 20、115 - 31、115 - 34、115 - 35及び115 - 39から115 - 93まで並びに字號四郎口116 - 1、116 - 6、116 - 12、116 - 13、116 - 41、116 - 42、116 - 44、116 - 45、116 - 54、116 - 55、116 - 68、116 - 74から116 - 111まで及び116 - 113から116 - 130まで並びに字號四郎117 - 1から117 - 5まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
田川郡川崎町大字田原789番地2
川崎町長 手嶋 秀昭

福岡県告示第845号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年5月23日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
田川郡川崎町大字川崎字弓折谷1 - 17から1 - 19まで並びに字島廻149 - 35から149 - 41、149 - 43、149 - 44及び149 - 46から149 - 57まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
田川郡川崎町大字田原789番地2
川崎町長 手嶋 秀昭

福岡県告示第846号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年5月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年5月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 J A P A Nビーチサッカー・ネットワーク

(2) 代表者の氏名

井上 順吾

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県宗像市池田3100番地112

(4) 定款に記載された目的

この法人は、スポーツを愛する人々に対して、ビーチサッカーなどのビーチスポーツの発展に関する事業を行い、スポーツ・文化の振興、青少年の健全な心身の育成、国際交流並びに環境保全に寄与することを目的とする。

福岡県告示第847号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年5月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年5月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

N P O法人 スポーツニュースター

(2) 代表者の氏名

沖 祐一

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福津市小竹1丁目5番10号 202号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、社会や学校において競技スポーツを実施する選手や指導者、また地域や職域などにおいて健康の手段としてスポーツに親しむ人やその指導者などを中心に、スポーツに関わる全ての人々に対して、スポーツに関する情報や技術を提供する事業をはじめ、スポーツの普及に関する事業を行い、それらを共有することで、スポーツ活動における外傷・傷害などの軽減、また地域一般市民の健康増進を図り、これらの活動を通じてスポーツの文化としての振興を目指し、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第848号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年5月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年5月4日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 木もれ日

(2) 代表者の氏名

野澤 重信

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市早良区高取2丁目5番52-106号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障がい者（特に精神障がい者）及び社会に馴染めない人たちに対して、自立生活と社会参加の支援に関する事業を行う事で、障がい者福祉の増進及び傷がい者及び社会に馴染めない人たちが安心して暮らせるよう援助する事を目的とする。

福岡県告示第849号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年5月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年5月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人L A C

(2) 代表者の氏名

船津 京太郎

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市若松区青葉台西5丁目14番10号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域の子どもやスポーツ選手およびスポーツ愛好者に対して、スポーツの実践と指導に関する事業を行い、地域のスポーツ振興および子どもや青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

福岡県告示第850号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から休止及び廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成20年5月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 休止

指定番号	名 称	所 在 地	休止年月日
朝倉生32	甘木朝倉医師会病院	朝倉市三奈木字道島2466 - 1	20・3・20

2 廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
宰生72	御笠整形外科クリニック	太宰府市御笠1丁目10 - 1	20・3・31
大生112	富安内科医院	大牟田市三川町4丁目53 - 3	20・3・31
飯生288	労働福祉事業団筑豊労災病院	飯塚市弁分633	20・3・31
飯生289	飯塚市立額田病院	飯塚市口原1061 - 1	20・3・31
宮生15	医療法人敬愛会中野病院	宮若市宮田4795	20・3・31
行生53	やまみち胃腸科内科	行橋市西泉7丁目2 - 1	20・3・31
女生33	中島医院	八女郡広川町大字水原193	20・3・20
大川生歯10	堤歯科医院	大川市大字小保171	20・3・31
飯生歯107	豊永歯科医院	飯塚市宮町13 - 29	20・3・31
田生歯37	辻歯科医院	田川市平松町4 - 34	20・3・31
中生歯5	中間歯科医院	中間市中間1丁目2 - 10	20・3・26
行生歯35	溝口歯科医院	行橋市大字道場寺1502 - 1 秋満ビル2階	20・3・31
粕生薬74	わかはな調剤薬局	糟屋郡粕屋町大字仲原653 - 1	20・3・31
像生薬46	有限会社宗像センター薬局	宗像市田熊5丁目5 - 1	20・3・31

福岡県告示第851号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成20年5月23日

福岡県知事 麻生 渡

所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
像生歯66	たまい歯科医院	宗像市稲元1034 - 1	宗像市稲元3丁目1 - 20	20・2・25

福岡県告示第852号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定に基づき、施術者の指定をしたので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成20年5月23日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
筑紫生柔34	有馬守彦（有馬鍼灸整骨院）	筑紫野市湯町3丁目3 - 17	20・3・25
筑紫生柔35	有馬秀一（有馬鍼灸整骨院）	筑紫野市湯町3丁目3 - 17	20・3・25

福岡県告示第853号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成20年5月23日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名称	所在地	指定年月日
粕生328	木村ひふ科クリニック	糟屋郡篠栗町大字尾仲510 - 1	20・5・1
宰生78	御笠クリニック	太宰府市御笠1丁目10番1号	20・4・1
大生432	富安内科医院	大牟田市三川町4丁目53番地3	20・4・1

飯生303	あおぞら整形外科医院	飯塚市上三緒445	20・5・1
飯生302	穎田病院	飯塚市口原1061番地1	20・4・1
飯生301	飯塚市立病院	飯塚市弁分633 - 1	20・4・1
宮生26	中野医院	宮若市宮田4795	20・4・1
行生130	やまみち胃腸科内科	行橋市西泉7丁目2 - 1	20・4・1
粕生歯30	おおえ歯科医院	糟屋郡志免町大字田富161 - 5	20・5・1
大川生歯33	堤歯科医院	大川市大字小保171	20・4・1
小生歯44	江上歯科クリニック	小都市小坂井500 - 1	20・4・7
中生歯48	桃園歯科医院	中間市東中間1丁目1 - 32	20・4・14
粕生薬127	わかはな調剤薬局	糟屋郡粕屋町花ヶ浦2丁目12番19号	20・4・1
粕生薬126	おかざき薬局篠栗店	糟屋郡篠栗町大字尾仲510 - 1	20・5・1
福津生薬20	サン薬局福岡店	福津市中央6丁目3928 - 5	20・4・1
像生薬56	社団法人宗像薬剤師会会 営宗像センター薬局	宗像市田熊5丁目5番1号	20・4・1
宰生薬38	新生堂薬局五条店	太宰府市五条3丁目4番43号	20・4・1
朝倉生薬44	ファミリー薬局医師会病院前店	朝倉市頓田668 - 1	20・5・1
大生薬158	まつもと薬局	大牟田市大字橋1544 - 1	20・5・1
田川生薬43	明の方薬局	田川郡糸田町1698 - 1	20・5・1
田川生薬44	エンゼル薬局香春店	田川郡香春町大字香春266番1	20・5・1
飯生薬143	うるの薬局	飯塚市潤野854 - 10	20・5・1
田生薬70	みずほ調剤薬局	田川市大字糺字長谷1700番地149	20・5・1
京生訪8	つくし訪問看護ステーションみやこ	京都郡みやこ町犀川本庄497番地2	20・4・1

福岡県告示第854号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という

。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成20年5月23日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
中生歯21	桃園歯科医院	中間市東中間1丁目1-32	20・4・13
飯生薬122	有限会社ひまわり調剤薬局	飯塚市忠隈538	20・4・1

福岡県告示第855号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。))第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定医療機関から名称の変更の届出があったので、同法第55条の2(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成20年5月23日

福岡県知事 麻 生 渡

名称の変更

指定番号	旧 名 称	新 名 称	所 在 地	変更年月日
う生訪2	アップルハート訪問看護ステーション田主丸	アップルハート訪問看護ステーションうきは	うきは市浮羽町東隈上322-37	20・4・1

福岡県告示第856号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。))第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の2(法第14条第

4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成20年5月23日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
遠生マ7	古石一孝(クラフト施術所水巻)	遠賀郡水巻町立屋敷1丁目16-8	20・4・1
遠生マ8	古石一枝(クラフト施術所水巻)	遠賀郡水巻町立屋敷1丁目16-8	20・4・1
遠生マ9	渡邊孝男(クラフト施術所水巻)	遠賀郡水巻町立屋敷1丁目16-8	20・4・1
遠生マ10	橋口新司(クラフト施術所水巻)	遠賀郡水巻町立屋敷1丁目16-8	20・4・1
遠生マ11	竹村 悟(クラフト施術所水巻)	遠賀郡水巻町立屋敷1丁目16-8	20・4・1
遠生マ12	朝原幸治(クラフト施術所水巻)	遠賀郡水巻町立屋敷1丁目16-8	20・4・1
遠生マ13	広瀬繁利(クラフト施術所水巻)	遠賀郡水巻町立屋敷1丁目16-8	20・4・1
遠生マ14	松本敬子(クラフト施術所水巻)	遠賀郡水巻町立屋敷1丁目16-8	20・4・1
遠生マ15	杵田 環(クラフト施術所水巻)	遠賀郡水巻町立屋敷1丁目16-8	20・4・1
遠生マ16	三宅 博(クラフト施術所水巻)	遠賀郡水巻町立屋敷1丁目16-8	20・4・1
遠生マ17	浜地真喜子(クラフト施術所水巻)	遠賀郡水巻町立屋敷1丁目16-8	20・4・1
宰生柔13	竹藤 薫(太宰府整骨院)	太宰府市宰府2丁目7-6	20・4・1
福津生柔5	安永 岳(安永整骨院)	福津市津丸1200-1	20・4・14
粕生柔38	長野真男(仲原彩整骨院)	糟屋郡粕屋町大字仲原2566-5	20・4・2

粕生柔39	屋地大亮 (仲原彩整骨院)	糟屋郡粕屋町大字仲原2566 - 5	20・4・3
-------	---------------	--------------------	--------

福岡県告示第857号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第55条において準用する同法第50条の2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号。以下「法」という。)) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2 (法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により次のように告示する。

平成20年5月23日

福岡県知事 麻生 渡

2 廃止

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
筑紫生柔26	赤嶺直彦 (永松整骨院)	筑紫野市二日市中央4丁目11-1-2F	20・4・1
筑紫生柔28	西川 淳 (永松整骨院)	筑紫野市二日市中央4丁目11-1-2F	20・4・1
宰生柔12	西川 淳 (永松整骨院)	太宰府市宰府2丁目7-6	20・4・1

福岡県告示第858号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第9条の5第1項の規定により、北九州市長から北九州市の区域内に次の土地が新たに生じたことを平成20年3月10日確認した旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成20年5月23日

福岡県知事 麻生 渡

新たに生じた土地の表示	地積 (平方メートル)
-------------	-------------

北九州市若松区大字小竹3010、3011、響町三丁目1の2及び柳崎町1、3の地先の公有水面埋立地	111,806.49
--	------------

福岡県告示第859号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第260条第1項の規定により、北九州市長から北九州市の町の区域を次のように変更する旨の届出があった。

上記処分は、告示の日から効力を生ずるものとする。

平成20年5月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 次の区域を若松区柳崎町に編入する。

新たに生じた土地
北九州市若松区大字小竹3010、3011、響町三丁目1の2及び柳崎町1、3の地先の公有水面埋立地 111,806.49平方メートル

福岡県告示第860号

建築基準法 (昭和25年法律第201号。以下「法」という。) 第7条の3第1項第2号の規定に基づき、特定工程の指定をするので、建築基準法施行規則 (昭和25年建設省令第40号) 第4条の11の規定により特定工程の指定に関する事項を次のように公示する。

平成20年5月23日

福岡県知事 麻生 渡

中間検査を行う区域	中間検査を行う期間	中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模	指定する特定工程	指定する特定工程後の工程	その他特定行政庁が必要と認める事項
福岡県の全域 (法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を	平成20年7月1日から平成23年6月30日まで	主要構造部 (屋根及び階段を除く。) の全部又は一部を木造としたもので住宅の用途に供する建築物 (新築に限る。)	屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組及び耐力	構造耐力上主要な軸組及び耐力壁を覆う外装工事 (屋根ふき工事を	なし

置く市町村の区域を除く。)

除く。

- 1 法第6条の3第1項第1号及び第2号に掲げる建築物
- 2 法第18条第3項の規定により確認済証の交付を受けた建築物
- 3 法第85条第3項及び第4項の規定により許可を受けた建築物
- 4 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する住宅性能評価を受けた建築物
- 5 枠組壁工法、木質プレハブ工法、丸太組構法を用いた建築物及び免震建築物
- 6 平成14年6月30日以前に法第6条第1項又は法第6条の2第1項の規定による確認の申請がされた建築物
- 7 平成14年7月1日から平成17年6月30日までの期間に法第6条第1項又は法第6条の2第1項の規定による確認の申請がされた建築物のうち都市計画区域外にあるもの

壁工事の工程

除く。)及び内装工事の工程

公 告

公告

有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律（平成14年法律第120号）第5条第1項の規定に基づき定めた有明海の再生に関する福岡県計画を変更したので、

同条第8項の規定において準用する同条第7項の規定により次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を福岡県農林水産部水産局水産振興課に備え置いて縦覧に供する。）

平成20年5月23日

福岡県知事 麻 生 渡

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年5月23日

福岡県知事 麻 生 渡

1 調達内容

- (1) 調達物品の名称及び数量
放置車両確認標章 1,600巻
- (2) 調達物品の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成20年9月30日（火）
- (4) 納入場所

福岡県警察本部総務部会計課が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成20年6月6日現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
03	02	活版印刷	AA、A

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- (6) 下記のいずれかの条件を満たすこと。
 ア 福岡県内に本店を有する事業者であること。
 イ 福岡県内に支店又は営業所等を有し、かつ中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者であること。
- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
 福岡県警察本部総務部会計課
 〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
 電話番号 092 - 641 - 4141 内線2234
- 5 入札参加申請書の提出
- (1) 入札に参加しようとする者は、「入札参加申請書」を提出すること。
- (2) 提出場所
 4の部局とする。
- (3) 提出期間
 平成20年5月23日（金）から平成20年6月2日（月）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで
- (4) 提出方法
 直接又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。

- 6 入札参加の確認結果の通知
 5の入札参加申請書を提出した者については、「入札参加確認通知書」により入札参加の可否について通知を行うものとする。
- 7 契約条項を示す場所
 4の部局とする。
- 8 入札説明書の交付
- (1) 期間等
 平成20年5月23日（金）から平成20年6月2日（月）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで
- (2) 場所
 4の部局とする。
- 9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨
- 10 入札書の提出場所及び受領期限
- (1) 提出場所
 4の部局とする。
- (2) 受領期限
 平成20年6月6日（金）午後6時00分
- (3) 提出方法
 直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。
- 11 開札の場所及び日時
- (1) 場所
 4の部局が指定する場所
- (2) 日時
 平成20年6月9日（月）午前11時00分
- 12 落札者がいない場合の措置
 開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はそ

の代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(3) その他詳細は入札説明書による。

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年5月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

交通事故現場見取図外印刷 計21点

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成20年7月11日（金）

(4) 納入場所

福岡県警察本部総務部会計課が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成20年6月6日現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
03	01	軽印刷	A A、A、B
03	02	活版印刷	
03	03	製本	

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

(6) 下記のいずれかの条件を満たすこと。

ア 福岡県内に本店を有する事業者であること。

イ 福岡県内に支店又は営業所等を有し、かつ中小企業基本法（昭和38年法律第154

号）第2条第1項に定める中小企業者であること。

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 641 - 4141 内線2234

5 入札参加申請書の提出

(1) 入札に参加しようとする者は、「入札参加申請書」を提出すること。

(2) 提出場所

4の部局とする。

(3) 提出期間

平成20年5月23日（金）から平成20年6月2日（月）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで

(4) 提出方法

直接又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。

6 入札参加の確認結果の通知

5の入札参加申請書を提出した者については、「入札参加確認通知書」により入札参加の可否について通知を行うものとする。

7 契約条項を示す場所

4の部局とする。

8 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成20年5月23日（金）から平成20年6月2日（月）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで

(2) 場所

4の部局とする。

9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札書の提出場所及び受領期限

(1) 提出場所

4の部局とする。

(2) 受領期限

平成20年6月6日(金)午後6時00分

(3) 提出方法

直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。受領期限内必着)で行う。

11 開札の場所及び日時

(1) 場所

4の部局が指定する場所

(2) 日時

平成20年6月9日(月)午前10時00分

12 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供す

ること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

(1) 契約書の作成を要する。

- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

海区漁業調整委員会

筑前海区漁業調整委員会指示第132号

筑前海区海面における養殖用マダイ種苗採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成20年5月23日

筑前海区漁業調整委員会

会長 大内 康 敬

1 採捕の制限

全長11センチメートル以下のマダイは、養殖用種苗として採捕してはならない。

ただし、平成20年7月16日から同年7月31日までの期間において、きす1そうごち網漁業又は手びきごち網漁業により採捕する場合はこの限りでない。

2 指示の有効期間

平成20年6月1日から平成21年5月31日まで。